新型コロナウイルスワクチンの安定的な供給と接種の円滑な実施を求める意見書

令和3年2月24日、菅内閣総理大臣は、高齢者向けの新型コロナウイルスワクチン (以下「ワクチン」という。)の接種について、4月12日から開始できるよう政府とし て準備を進めていく方針を表明した。ワクチン接種により、重症者をできる限り減ら し、医療機関の負担を軽減することが期待されている。現在、国主導のもと、市町村で はワクチン接種体制の構築に向けた万全の準備を進めているところである。

今回のワクチン接種は、多くの国民を対象に短期間で実施する前例のない取組である ため、密にならない接種場所や必要人員の確保、ワクチン接種後の副反応が生じた際の対 応などの準備を速やかに整える必要がある。

しかしながら、国から供給されるワクチンの量や時期に関する情報が不確定なため、 ワクチン接種を行う医師、看護師の確保や接種会場の準備に支障が出始めている。

よって、国におかれては、ワクチン接種の円滑な実施に向け、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 供給されるワクチンの量、供給時期についての詳細な情報を速やかに示すとともに、 必要十分なワクチンの安定的な供給を図ること。
- 2 市町村がワクチン接種を実施するに当たり、医療資源に乏しい地域における医師など の人材の確保や、地域の実情に応じた接種体制の整備に伴う財政負担など様々な課題 に対し、丁寧かつ必要な支援を講じること。
- 3 ワクチン接種の有効性をはじめ、社会的意義や接種に関わる様々な情報を国民に対し、具体的に周知するとともに、副反応に関する国民の不安を解消し、安心して接種が受けられる環境を整えること。
- 4 個人単位の接種状況やワクチン接種後の副反応等の情報を自治体において逐次把握できるシステムの構築を速やかに行うこと。
- 5 国内で変異した新型コロナウイルスの感染が各地で確認されているため、変異株感染者の早期発見と短時間に検出できる検査法の開発など、監視体制の強化を図ること。
- 6 国民にワクチンを早期に供給できるよう、国内の製薬会社に対する臨床試験の研究費 や生産体制の整備に対するさらなる支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月19日

熊本県議会議長 池 田 和 貴

衆議院議長 大島理森様 参議院議長 山 東 昭 子 様 菅 内閣総理大臣 義偉様 総務大臣 武田良太様 財 務 大 麻生太郎様 臣 厚生労働大臣 田村憲久様 経済再生担当大臣 西村康稔様

デジタル改革担当大臣平 井 卓 也 様内閣府特命担当大臣河 野 太 郎 様